平成30年３月14日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
株式会社ユーザベース
代表取締役　稲垣裕介
代表取締役　梅田優祐

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年３月28日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　　平成30年３月29日（木曜日）　午後１時30分

２．場　　所　　東京都港区六本木七丁目７番７号
TRI SEVEN ROPPONNGI ３階

３．目的事項
報告事項
１．第10期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案

第１号議案　　定款一部変更の件

第２号議案　　取締役４名選任の件

第３号議案　　取締役の報酬等の額改定の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.uzabase.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種経済政策を背景に企業収益や設備投資に持ち直しが見られ、緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、国際情勢は不安定な状況が続き、依然として世界経済は不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、国内情報サービス業の売上高規模は平成28年においては10兆9,930億円（前年比1.8％増加）と５年連続で成長を続けております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」より）。また、スマートフォンの個人保有率は平成28年において56.8％（前年比3.7ポイント増加）と普及が進んでいます（総務省 「平成28年通信利用動向調査の結果（平成29年６月公表）」より）。更に、スマートフォン広告の市場規模は平成28年において6,476億円と前年比で130.1％と拡大しています（株式会社サイバー・コミュニケーションズ（CCI）、株式会社D2C共同調査より）。

このような環境のもと、当社グループの当連結会計年度の状況といたしまして、売上高は4,565,897千円（前期比48.2％増加）、営業利益は545,983千円（前期比117.5％増加）と順調に増収増益を達成することができました。また、経常利益は518,455千円（前期比130.0％増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は438,034千円（前期比63.8％増加）となりました。

各セグメントの業績は、次の通りです。なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めております。

■「SPEEDA」事業

「SPEEDA」事業においては、既存顧客による契約ID数の追加及び事業会社による新規導入を中心に国内外において販売は堅調に推移いたしました。また、当連結会計年度より当社の子会社となった株式会社ジャパンベンチャーリサーチが提供する日本最大級のベンチャーデータベース「entrepedia（アントレペディア）」、当連結会計年度に当社の子会社として設立した株式会社FORCAS（フォーカス）が提供するB2Bマーケティングエンジン「FORCAS（フォーカス）」の各サービス提供も堅調に推移しております。

その結果、当連結会計年度末におけるID数は2,049ID（国内1,827ID、海外222ID）となり、当連結会計年度におけるセグメント売上高は2,904,750千円（前期比35.5％増加）、セグメント利益は415,262千円（前期比79.8％増加）となり、売

上高及びセグメント利益共に堅調に増収増益を達成いたしました。

■「NewsPicks」事業

「NewsPicks」事業においては、サービスの知名度の向上、自社によるオリジナルコンテンツの強化や外部メディアとの提携といった有料コンテンツの拡充により、会員ユーザー数（注１）、有料課金ユーザー数（注２）共に順調に増加し、有料課金売上が増加いたしました。また、スマートフォン向けの広告サービスに対する需要も高まっており、広告売上につきましても増加いたしました。

その結果、「NewsPicks」の当連結会計年度末の会員ユーザー数は2,908千人、有料課金ユーザー数は56,135人となり、当連結会計年度におけるセグメント売上高は1,662,046千円（前期比74.3％増加）、セグメント利益は130,721千円（前期比551.2％増加）となり、セグメント売上高及びセグメント利益共に大幅な増収増益を達成いたしました。

（注）１．会員ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録（簡易登録を含みます。）しているユーザーの総数（延べ人数ではありません。）を指します。

２．有料課金ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録しているユーザーのうち、月額有料サービスを利用しているユーザー数（延べ人数ではありません。）を指し、プレミアム会員及びアカデミア会員によって構成されます。プレミアム会員はNewsPicksオリジナル記事や海外の有料媒体の記事等が閲覧でき、アカデミア会員はプレミアム会員のサービス内容に加え、各界著名人による特別講義の受講、NewsPicks選定のアカデミア書籍（毎月１冊）の提供等を受けることができます。なお、プレミアム会員は月額1,400円（iOS）又は1,500円（iOS以外のプラットフォーム）、アカデミア会員は月額5,000円です。

３．当連結会計年度より「NewsPicks」事業の最重要KPI（重要業績評価指標）を有料会員数に絞り、戦略の大部分を有料会員の獲得に集中させるため、これまで四半期毎に開示していた月間平均総DAU（Daily Active User）数及び月間平均会員DAU（Daily Active User）数は非開示としております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、28,436千円となっております。その主なものといたしましては、サーバ取得等5,433千円、PC等12,204千円があります。

③ 資金調達等の状況

当社は、当社の子会社である株式会社ニューズピックスの株式取得金に充当する目的として、長期借入金1,124,000千円を調達いたしました。

また、当社は今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を図ることを目的として融資枠500,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

④ 対処すべき課題

a. 収益基盤の強化

当社は「SPEEDA」事業を展開しており、従来より収益基盤の強化に努めて参りましたが、今後もより一層の強化が必要であると考えております。収益基盤を強化するために最も重要となるのが、契約ID数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて知名度を向上させると共に、継続的な機能・利便性・ユーザーインターフェースの向上・改善を行って参りたいと考えております。

b. グローバル展開の加速

「経済情報で、世界をかえる」という当社のミッションを達成するためには、グローバル展開を加速させることが重要であると考えております。「SPEEDA」事業については、シンガポール、香港、上海において子会社を構え、既に各拠点でサービスの提供を行っており、契約ID数を伸ばしておりますが、海外売上高は国内に比べると少なく、顧客数の一層の拡大を図る必要があると考えております。かかる課題に対処するために、海外におけるイベント等を通じて「SPEEDA」の知名度を向上させると共に、現地における優秀な人材の採用を行い、販売力を強化して参りたいと考えております。グローバル展開を加速させるためのステップとして、ニューヨークやロンドンといった金融機関の集積するエリアへの進出を検討していきたいと考えております。

また、「NewsPicks」事業におきましては、当社の子会社である株式会社ニューズピックスがDow Jones & Company,Inc.との間で「NewsPicks」の米国進出を目的として合弁会社を設立しており、米国におけるサービスの提供を開始しております。引き続き、米国を足掛かりとし、グローバル展開を行っていきたいと考えております。

（２）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第７期（平成26年12月期）	第８期（平成27年12月期）	第９期（平成28年12月期）	第10期（平成29年12月期）
売上高 （千円）	1,122,995	1,915,061	3,081,602	4,565,897
経常利益（△損失） （千円）	△395,881	△338,655	225,393	518,455
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失） （千円）	△397,435	110,736	267,445	438,034
１株当たり当期純利益（△純損失） （円）	△16.22	4.27	10.03	15.13
総資産 （千円）	733,688	1,689,955	3,618,411	4,408,707
純資産 （千円）	216,107	656,377	2,439,259	1,819,442

（注）当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき３株、平成29年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり当期純利益（△純損失）を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第７期（平成26年12月期）	第８期（平成27年12月期）	第９期（平成28年12月期）	第10期（平成29年12月期）
売上高 （千円）	1,122,995	1,583,718	2,143,060	2,825,410
経常利益（△損失） （千円）	△342,060	△25,690	216,496	399,356
当期純利益（△純損失） （千円）	△343,324	△181,545	263,257	306,377
１株当たり当期純利益（△純損失） （円）	△14.01	△6.99	9.88	10.58
総資産 （千円）	826,726	1,345,422	3,209,103	4,805,461
純資産 （千円）	290,333	408,794	2,183,299	2,547,826

（注）当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき３株、平成29年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり当期純利益（△純損失）を算出しております。

（３）主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

①「SPEEDA」事業

企業業界分析を行うビジネスパーソンのための法人向けオンライン情報プラットフォーム「SPEEDA」の構築・運営

②「NewsPicks」事業

ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」の構築・運営

（４）主要な事業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

本　社：東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
支　社：西日本支社（大阪府大阪市）
駐在所：スリランカ民主社会主義共和国

② 子会社

株式会社ニューズピックス（東京都渋谷区）
Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）
Uzabase Hong Kong Limited（中華人民共和国　香港特別行政区）
上海優則倍思信息科技有限公司（中華人民共和国　上海市）
株式会社ジャパンベンチャーリサーチ（東京都渋谷区）
株式会社FORCAS（東京都渋谷区）

（５）使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
241（25）名	51名増　(6名増)

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３．使用人数の増加の主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113（21）名	8名増（4名増）	33.4歳	2.8年

（注）１．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、海外現地採用社員23名は含んでおりません。
２．使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３．使用人数の増加の主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したためであります。

（６）重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ニューズピックス	250,500千円	100.0%	「NewsPicks」事業
Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.	250千シンガポール・ドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
Uzabase Hong Kong Limited	940千香港ドル	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理
上海優則倍思信息科技有限公司	806千人民元	100.0%	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
株式会社ジャパンベンチャーリサーチ	45,000千円	100.0%	ベンチャーデータベース「entrepedia（アントレペディア）」の開発・運営
株式会社FORCAS	1,000千円	100.0%	B2Bマーケティングエンジン「FORCAS（フォーカス）」の開発・運営

②特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ニューズピックス	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号	1,125,918千円	4,805,461千円

（７）主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	488,885
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,259
株式会社三井住友銀行	195,330
株式会社商工組合中央金庫	98,285
株式会社りそな銀行	14,250

（８）その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成29年１月11日付で株式会社ジャパンベンチャーリサーチの発行済株式の全てを取得し、同社を完全子会社といたしました。

また、平成29年８月16日付でB2Bマーケティングエンジン「FORCAS（フォーカス）」を開発・運営する株式会社FORCAS（当社の出資比率100％）を当社の完全子会社として設立いたしました。なお、当社は、平成29年10月１日付にて、当社のサービスであったFORCASに係る事業を当該子会社に承継させる会社分割（簡易吸収分割）を行いました。

また、平成29年５月23日付にて当社の子会社株式会社ニューズピックスは、「NewsPicks」の米国進出に向けて、米国のDow Jones & Company, Inc.との間で合弁会社NewsPicks USA, LLCの設立を伴う業務上の提携を行い、NewsPicks USA, LLCを持分法適用会社としております。

２．会社の状況に関する事項

（１）株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　52,000,000株

② 発行済株式の総数　14,650,020株

③ 株主数　3,469名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新野　良介	3,551,000株	24.2%
梅田　優祐	3,011,000株	20.6%
稲垣　裕介	1,241,400株	8.5%
State Street Bank and Trust Company	508,500株	3.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	495,500株	3.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	478,700株	3.3%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	304,100株	2.1%
UBS AG SINGAPORE	252,766株	1.7%
竹内　秀行	239,670株	1.6%
寺田　英司	202,000株	1.4%

（注）持株比率は、自己株式（36株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は52,000,000株増加し104,000,000株、発行済株式の総数は14,650,020株増加し29,300,040株となっております。

（２）新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成29年12月31日現在）

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成25年５月３日	平成26年４月28日
新株予約権の数		9,124個	52,376個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式54,744株	普通株式314,256株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり834円 （１株当たり139円）	１個当たり1,002円 （１株当たり167円）
新株予約権の行使期間		平成25年５月５日から 平成35年５月３日まで	平成26年５月１日から 平成36年３月28日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．	（注）１．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：9,124個 目的となる株式数：54,744株 保有者数：１名	新株予約権の数：52,376個 目的となる株式数：314,256株 保有者数：２名
	社外取締役	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名
	監査役	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名

		第９回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成28年１月４日
新株予約権の数		590個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式3,540株
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個当たり3,504円 （１株当たり584円）
新株予約権の行使期間		平成28年１月６日から 平成37年12月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名
	社外取締役	新株予約権の数：－個 目的となる株式数：－株 保有者数：－名
	監査役	新株予約権の数：590個 目的となる株式数：3,540株 保有者数：１名

（注）１．第４回新株予約権、第５回新株予約権及び第９回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（１）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

（２）新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（３）新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（４）上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第４回新株予約権は平成27年５月５日以降に限り、第５回新株予約権は平成28年５月１日以降に限り、権利を行使することができる。

（５）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

２．平成28年７月１日付で１株を３株、平成29年７月１日付で１株を２株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項

当社は、平成29年５月22日に会社法第370条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員及び従業員並びに当社子会社役員及び従業員に対し、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、下記のとおり第13回乃至第15回新株予約権を発行することを決議いたしました。

		第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成29年５月22日	平成29年５月22日
新株予約権の数		1,428個	1,428個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式285,600株	普通株式285,600株
新株予約権の払込金額		１個当たり1,600円	１個当たり1,600円
新株予約権の行使価額		１個当たり505,000円 （１株当たり2,525円）	１個当たり505,000円 （１株当たり2,525円）
新株予約権の行使期間		平成35年４月１日から 平成39年６月18日まで	平成34年４月１日から 平成39年６月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）１．	（注）２．
割当先	当社役員及び従業員並びに当社子会社役員及び従業員	新株予約権の数：1,428個 目的となる株式数：285,600株 保有者数：47名	新株予約権の数：1,428個 目的となる株式数：285,600株 保有者数：47名

		第15回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成29年５月22日
新株予約権の数		1,428個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式285,600株
新株予約権の払込金額		１個当たり1,600円
新株予約権の行使価額		１個当たり505,000円 （１株当たり2,525円）
新株予約権の行使期間		平成33年４月１日から 平成39年６月18日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）３．
割当先	当社役員及び従業員並びに当社子会社役員及び従業員	新株予約権の数：1,428個 目的となる株式数：285,600株 保有者数：47名

（注）１．第13回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（１）新株予約権者は、当社の平成34年12月期または平成35年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

（２）上記（１）に加えて、新株予約権者は、平成34年１月１日から平成35年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記（a）又は（b）に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。

（a）時価総額が1,000億円を超過した場合：行使可能割合 100％

（b）時価総額が800億円を超過した場合：行使可能割合 50％

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

（３）新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成33年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（１）及び（２）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た１名に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する新株予約権を行使することができるものとする。

（４）新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

（５）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（６）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
２．第14回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
（１）新株予約権者は、当社の平成33年12月期または平成34年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
（２）上記（１）に加えて、新株予約権者は、平成33年１月１日から平成34年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記（a）又は（b）に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。
（a）時価総額が750億円を超過した場合：行使可能割合 100％
（b）時価総額が600億円を超過した場合：行使可能割合 50％
時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。
（３）新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成32年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（１）及び（２）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た１名に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する新株予約権を行使することができるものとする。
（４）新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
（５）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（６）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
３．第15回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
（１）新株予約権者は、当社の平成32年12月期または平成33年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
（２）上記（１）に加えて、新株予約権者は、平成32年１月１日から平成33年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初

めて下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記（a）又は（b）に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。

（a）時価総額が500億円を超過した場合：行使可能割合 100％

（b）時価総額が400億円を超過した場合：行使可能割合 50％

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

（３）新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成31年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（１）及び（２）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た１名に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する新株予約権を行使することができるものとする。

（４）新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

（５）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（６）その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

４．平成29年７月１日付で１株を２株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

（３）会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役 (共同経営者)	稲垣　裕介	株式会社ニューズピックス代表取締役
代表取締役 (共同経営者)	梅田　優祐	株式会社ニューズピックス取締役 NewsPicks USA, LLC Chairman of the Board
取締役	新野　良介	
取締役	松本　　大	マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長 MasterCard Incorporated社外取締役 マネックス証券株式会社（マネックスグループ株式会社100％子会社）代表取締役社長 TradeStation Group, Inc. （マネックスグループ株式会社100％子会社）取締役会長
常勤監査役	嶋田　敬子	株式会社ニューズピックス監査役 株式会社ジャパンベンチャーリサーチ監査役 株式会社FORCAS監査役
監査役	琴坂　将広	慶應義塾大学総合政策学部准教授 ラクスル株式会社社外監査役
監査役	松本　真輔	中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社エスエルディー社外監査役 株式会社ホープ社外取締役 早稲田大学大学院法務研究科教授

（注）１．取締役松本大氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役嶋田敬子氏、琴坂将広氏及び松本真輔氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役松本大氏、監査役嶋田敬子氏、監査役琴坂将広氏及び監査役松本真輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役嶋田敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役１名及び社外監査役３名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	44,544千円 (5,400千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	11,904千円 (11,904千円)
合計 （うち社外役員）	７名 （４名）	56,448千円 (17,304千円)

（４）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

a. 取締役松本大氏は、マネックスグループ株式会社の取締役会長兼代表執行役社長、マネックス証券株式会社の代表取締役社長、TradeStation Group, Inc.の取締役会長及びMasterCard Incorporatedの社外取締役であります。同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は、当社のサービスの販売先でありますが、その取引額は当社の売上高の0.1%程度であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社の子会社であるマネックスベンチャーズ株式会社は当社の大株主ではありますが、保有割合は0.95%であり、上記同様に一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

b. 監査役嶋田敬子氏は、株式会社ニューズピックス、株式会社ジャパンベンチャーリサーチ及び株式会社FORCASの監査役であります。兼職先は当社の子会社であります。

c. 監査役琴坂将広氏は、慶應義塾大学総合政策学部の准教授及びラクスル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

d. 監査役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナー、株式会社エスエルディーの社外監査役、株式会社ホープの社外取締役及び早稲田大学大学院法務研究科の教授であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本　　大	当事業年度に開催された取締役会19回中19回すべてに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	嶋田　敬子	当事業年度に開催された取締役会19回中18回、監査役会17回中16回に出席し、主に公認会計士として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	琴坂　将広	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会17回中17回すべてに出席し、主に経営コンサルティング業務及び学者として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	松本　真輔	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会17回中17回すべてに出席し、主に弁護士及び社外監査役として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

（５）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,378

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるUzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）、Uzabase Hong Kong Limited（中国 香港）及び上海優則倍思信息科技有限公司（中国 上海）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（6）業務の適正を確保するための体制

当社は、「経済情報で、世界をかえる」というミッションの達成を目指すとともに、「7つのルール」を基本の行動指針とした経営と制度等の整備に努めております。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めております。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要との認識のもと、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定めました。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。

b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。

e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。

f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査チームは、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査チームは組織横断的に組成されるものとする。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。

i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、

保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月１回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

b. 常勤取締役、執行役員（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）から成り、常勤監査役が陪席する事業別の経営会議を原則週１回開催し、事業の方針と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。また、当社グループの常勤取締役、執行役員から成り、常勤監査役が陪席する全社執行役員会議を原則月１回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。

c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程マニュアルを整備・運用するものとする。

b. 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議の

うえ、従業員を監査役の補助にあたらせる。

b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。

b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。

c. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社及び子会社の取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。

d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査役に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

b. 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。

c. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。

b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

（７）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りです。

① コンプライアンス体制について

・ 企業理念として「７つのルール」を定め、取締役及び従業員が「７つのルール」の理念に即した行動を行うことを求めるとともに、「７つのルール」に基づいた「３１の約束」と名付けた冊子を全従業員に配布し、倫理や誠実性、自己規律の精神をこの中で定めております。

・ コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

・ コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を開催し、常勤取締役、執行役員、子会社の取締役を中心とする委員及びオブザーバーの監査役が出席し、当社におけるコンプライアンス向上に向けた課題等について議論を行っております。

・ 内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

② 取締役の職務の執行について

・ 取締役会は、19回開催し、取締役４名（うち、社外取締役１名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役及びコーポレート部門から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。

・ 社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

・ 代表取締役直属の内部監査チームが、監査役とも連携し、当社及び当社子会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、常勤取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ リスク管理体制について

・ 当社グループでは、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- 監査役会は17回開催され、社外監査役３名で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。
- 常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査チームと連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認及び海外拠点への往査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

（８）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	3,732,593	【流動負債】	1,532,792
現金及び預金	3,217,254	買掛金	183,964
受取手形及び売掛金	320,428	一年内返済予定の長期借入金	202,601
前払費用	95,262	未払金	195,196
繰延税金資産	68,526	未払費用	215,704
その他	34,856	未払法人税等	84,415
貸倒引当金	△3,735	前受収益	501,378
【固定資産】	676,114	その他	149,531
【有形固定資産】	50,848	【固定負債】	1,056,472
建物	23,986	長期借入金	1,054,408
工具、器具及び備品	130,348	繰延税金負債	81
リース資産	4,885	その他	1,983
減価償却累計額	△108,372	負債合計	2,589,265
【無形固定資産】	127,283	純資産の部	
のれん	118,298	【株主資本】	1,807,006
ソフトウェア	8,985	資本金	1,328,889
【投資その他の資産】	497,982	資本剰余金	191,338
関係会社株式	157,502	利益剰余金	286,881
投資有価証券	1,505	自己株式	△102
敷金及び保証金	318,650	【その他の包括利益累計額】	5,581
長期前払費用	1,831	為替換算調整勘定	5,581
繰延税金資産	9,667	【新株予約権】	6,854
その他	8,825	純資産合計	1,819,442
資産合計	4,408,707	負債及び純資産合計	4,408,707

連結損益計算書

（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,565,897
売上原価		2,091,673
売上総利益		2,474,223
販売費及び一般管理費		1,928,239
営業利益		545,983
営業外収益		
違約金収入	6,564	
その他	4,676	11,241
営業外費用		
支払利息	8,645	
持分法による投資損失	24,003	
為替差損	5,075	
株式交付費	150	
その他	895	38,769
経常利益		518,455
特別利益		
関係会社株式売却益	683	683
税金等調整前当期純利益		519,139
法人税、住民税及び事業税	79,513	
法人税等調整額	△1,585	77,928
当期純利益		441,211
非支配株主に帰属する当期純利益		3,177
親会社株主に帰属する当期純利益		438,034

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,303,190	1,257,633	△151,152	―	2,409,671
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	25,698	25,698			51,397
親会社株主に帰属する当期純利益			438,034		438,034
自己株式の取得				△102	△102
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,091,993			△1,091,993
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	25,698	△1,066,295	438,034	△102	△602,664
当期末残高	1,328,889	191,338	286,881	△102	1,807,006

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△159	△159	―	29,747	2,439,259
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					51,397
親会社株主に帰属する当期純利益					438,034
自己株式の取得					△102
連結子会社株式の取得による持分の増減					△1,091,993
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,741	5,741	6,854	△29,747	△17,152
当期変動額合計	5,741	5,741	6,854	△29,747	△619,816
当期末残高	5,581	5,581	6,854	―	1,819,442

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

６社

② 連結子会社の名称

株式会社ニューズピックス

Uzabase Hong Kong Limited

Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.

上海優則倍思信息科技有限公司

株式会社ジャパンベンチャーリサーチ

株式会社FORCAS

なお、株式会社ジャパンベンチャーリサーチは全株式の取得により、株式会社FORCASは新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

２社

② 関連会社の名称

株式会社ミーミル

NewsPicks USA, LLC

なお、株式会社ミーミルは株式を取得したことにより、NewsPicks USA, LLCは新規設立したことにより、持分法の適用範囲に含めております。また、ピッチネス株式会社は所有株式の全てを売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮計算により作成した計算書類を使用しております。

（３）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

また、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　４年

工具、器具及び備品　４～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、

換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当連結会計年度末（株）
普通株式	7,202,883	7,447,137	―	14,650,020

（注）増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　225,774株

株式分割による増加　7,221,363株

（２）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　881,502株

４．金融商品に関する注記

１　金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で運用しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、概ね１年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注２)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(１) 現金及び預金	3,217,254	3,217,254	―
(２) 受取手形及び売掛金	320,428	320,428	―
(３) 敷金及び保証金	308,847	303,694	△5,152
資産計	3,846,530	3,841,377	△5,152
(１) 買掛金	183,964	183,964	―
(２) 未払金	195,196	195,196	―
(３) 未払費用	215,704	215,704	―
(４) 未払法人税等	84,415	84,415	―
(５) 長期借入金　(※)	1,257,009	1,262,278	5,269
負債計	1,936,290	1,941,559	5,269

(※)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(１) 現金及び預金、(２) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(３) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー(資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後)を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(１) 買掛金、(２) 未払金、(３) 未払費用、(４) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成29年12月31日
関係会社株式	157,502
非上場株式	1,505
敷金及び保証金	9,803

関係会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、敷金及び保証金の一部については返還期限の合理的な見積が困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)敷金及び保証金」に含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	3,217,254	―	―	―
受取手形及び売掛金	320,428	―	―	―
敷金及び保証金	62,194	246,652	―	―
合計	3,599,878	246,652	―	―

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	202,601	194,666	157,242	112,400	176,150	413,950
合計	202,601	194,666	157,242	112,400	176,150	413,950

５．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　：　61円86銭

（２）１株当たり当期純利益　：　15円13銭

（注）当社は平成29年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算出しております。

６．重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、平成29年12月15日、会社法第370条及び当社定款第24条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、平成30年１月１日付で株式分割及び定款の一部変更を行っております。

（１）株式分割

①株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

②株式分割の概要

(a)分割の方法

平成29年12月31日（日曜日）（同日は休業日につき、実質的には平成29年12月29日（金曜日））最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたしました。

(b)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	14,650,020株
今回の分割により増加する株式数	14,650,020株
株式分割後の発行済株式総数	29,300,040株
株式分割後の発行可能株式総数	104,000,000株

(c)株式分割の日程

基準日公告日	平成29年12月15日
基準日	平成29年12月31日
効力発生日	平成30年１月１日

(d)新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年１月１日以降に行使する新株予約権の

１株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	139円	70円
第５回新株予約権	167円	84円
第６回新株予約権	167円	84円
第８回新株予約権	584円	292円
第９回新株予約権	584円	292円
第10回新株予約権	584円	292円
第11回新株予約権	584円	292円
第12回新株予約権	584円	292円
第13回新株予約権	2,525円	1,263円
第14回新株予約権	2,525円	1,263円
第15回新株予約権	2,525円	1,263円

(e) １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、「５．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

（２）定款の一部変更

①定款変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、当社定款の一部を変更しております。

②定款変更の内容（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、52,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、104,000,000株とする。

③定款変更の日程

効力発生日は、平成30年１月１日です。

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	2,964,814	【流動負債】	1,201,243
現金及び預金	2,563,545	買掛金	157,978
売掛金	105,410	一年内返済予定の長期借入金	202,601
前払費用	81,509	未払金	148,530
関係会社短期貸付金	90,000	未払費用	124,096
繰延税金資産	20,064	未払法人税等	63,956
その他	108,020	預り金	10,625
貸倒引当金	△3,735	前受収益	424,184
【固定資産】	1,840,646	その他	69,269
【有形固定資産】	40,131	【固定負債】	1,056,391
建物	23,986	長期借入金	1,054,408
工具、器具及び備品	109,984	その他	1,983
リース資産	4,885	負債合計	2,257,634
減価償却累計額	△98,724	純資産の部	
【無形固定資産】	7,692	【株主資本】	2,540,972
ソフトウェア	7,692	資本金	1,328,889
【投資その他の資産】	1,792,823	資本剰余金	1,283,332
関係会社株式	1,260,660	資本準備金	1,283,332
敷金及び保証金	311,881	利益剰余金	△71,147
関係会社貸付金	351,856	その他利益剰余金	△71,147
長期前払費用	1,831	繰越利益剰余金	△71,147
繰延税金資産	9,622	自己株式	△102
その他	10,330	【新株予約権】	6,854
貸倒引当金	△153,360	純資産合計	2,547,826
資産合計	4,805,461	負債及び純資産合計	4,805,461

損益計算書

（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,825,410
売上原価		1,360,225
売上総利益		1,465,184
販売費及び一般管理費		1,165,305
営業利益		299,878
営業外収益		
受取利息	9,211	
受取手数料	115,644	
受取地代家賃	29,769	
違約金収入	6,564	
その他	2,183	163,374
営業外費用		
支払利息	8,645	
為替差損	2,078	
株式交付費	150	
貸倒引当金繰入額	52,458	
その他	565	63,896
経常利益		399,356
特別利益		
関連会社株式売却益	15,736	15,736
税引前当期純利益		415,092
法人税、住民税及び事業税	61,831	
法人税等調整額	46,883	108,715
当期純利益		306,377

株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,303,190	1,257,633	1,257,633	△377,524	△377,524
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	25,698	25,698	25,698		
当期純利益				306,377	306,377
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	25,698	25,698	25,698	306,377	306,377
当期末残高	1,328,889	1,283,332	1,283,332	△71,147	△71,147

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	―	2,183,299	―	2,183,299
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		51,397		51,397
当期純利益		306,377		306,377
自己株式の取得	△102	△102		△102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6,854	6,854
当期変動額合計	△102	357,672	6,854	364,526
当期末残高	△102	2,540,972	6,854	2,547,826

個別注記表

１．重要な会計方針に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

また、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　４年

工具、器具備品　４年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（4）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「関係会社短期貸付金」（前事業年度50,000千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

4．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	157,899千円
短期金銭債務	108,120千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	333,388千円
営業取引以外の取引（収入分）	154,599千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　36株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,794
資産除去債務	4,153
未払事業税	6,256
貸倒引当金	48,102
関係会社株式評価損	9,917
繰越欠損金	6,334
その他	8,676
繰延税金資産小計	89,234
評価性引当額	△59,547
繰延税金資産合計	29,687

８．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社ニューズピックス	所有直接100%	業務受託資金の貸付役員の兼任	業務受託・設備の賃貸借（オフィスの間貸し）(注１)	113,128	未収入金	34,288
				資金の回収(注２)	50,000	短期貸付金	50,000
						長期貸付金	100,000
子会社	Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注２)	―	長期貸付金	95,000
子会社	Uzabase Hong Kong Limited	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注２)	40,000	長期貸付金	121,856

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は、管理業務の受託及びオフィスの間貸しを行っております。業務受託料につきましては、業務内容を勘案し、また、オフィス賃貸料については市場価格を勘案し、両者協議の上、合理的に決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

３．Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.への貸付金については95,000千円、Uzabase Hong Kong Limitedへの貸付金については58,360千円の貸倒引当金を設定しております。なお、当事業年度において、Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd.に対しては貸倒引当金繰入額52,458千円を計上しており、Uzabase Hong Kong Limitedに対しては貸倒引当金繰入額の計上はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　：　　86円72銭

（２）１株当たり当期純利益　　：　　10円58銭

（注）当社は平成29年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算出しております。

10．重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

連結注記表「６．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社　ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岩村　篤　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　中山　太一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社　ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　岩村　篤　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　中山　太一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユーザベースの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する平成29年２月16日付の取締役会決議の内容及び取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する平成29年２月16日付の取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月16日

株式会社ユーザベース　監査役会

常勤社外監査役　嶋田　敬子　印

社外監査役　琴坂　将広　印

社外監査役　松本　真輔　印

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）事業目的の変更

当社は平成30年２月16日付でベンチャー企業への投資及び経営支援を行うことを目的とする株式会社ユーザベースベンチャーズを100％子会社として設立しておりますが、これに伴い、当社においても今後の事業展開に備えるため事業目的を追加し、現行定款第２条につき所要の変更を行うものであります。

（２）本店の所在地の変更

当社は事業拡大に伴う人員増加に対応し、また当社グループ会社における事業運営の効率化を図るため、本社機能を移転いたしますが、本店移転に伴い現行定款第３条を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。

なお、本変更については、平成30年６月30日までに開催される当社取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転日の経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行の内容	変更案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）企業、産業分析のための各種情報提供サービス （２）企業、産業分析に関するシステムの開発、販売、保守 （３）企業、産業に関する調査・分析・企画・設計の受託、及びコンサルティング業務 （４）インターネットなどのネットワークを利用した各種情報提供サービス	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）企業、産業分析のための各種情報提供サービス （２）企業、産業分析に関するシステムの開発、販売、保守 （３）企業、産業に関する調査・分析・企画・設計の受託、及びコンサルティング業務 （４）インターネットなどのネットワークを利用した各種情報提供サービス
（新設）	（５）ベンチャー企業への投資・経営支援を目的とした投資ファンドの組成・管理・運用
（新設）	（６）有価証券（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされる権利を含む。）等の取得・保有・運用・管理
（５）上記各号に附帯する一切の業務	（７）上記各号に附帯する一切の業務
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。
（新設）	（附則） 第１条　第３条（本店の所在地）の変更は、平成30年６月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該本店移転日の経過後にこれを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の取締役４名全員は、任期満了となりますので、改めて取締役４名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	稲垣（いながき） 裕介（ゆうすけ） （昭和56年５月12日生）	平成16年４月　アビームコンサルティング株式会社入社 平成20年４月　当社設立取締役 平成29年４月　当社代表取締役（現任） 平成29年４月　株式会社ニューズピックス代表取締役（現任） （重要な兼職状況） 株式会社ニューズピックス代表取締役	1,241,400株
2	梅田（うめだ） 優祐（ゆうすけ） （昭和56年４月26日生）	平成16年４月　株式会社コーポレイトディレクション入社 平成19年２月　UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 平成20年４月　当社設立代表取締役 平成27年４月　株式会社ニューズピックス設立代表取締役 平成29年４月　株式会社ニューズピックス取締役（現任） 平成29年５月　NewsPicks USA, LLC Chairman of the Board（現任） 平成29年11月　当社代表取締役（現任） （重要な兼職状況） 株式会社ニューズピックス取締役 NewsPicks USA, LLC Chairman of the Board	3,011,000株
3	新野（にいの）　良介（りょうすけ） （昭和52年11月24日生）	平成14年４月　三井物産株式会社入社 平成19年４月　UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 平成20年９月　当社代表取締役 平成29年11月　当社取締役（現任）	3,551,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	松本（まつもと）　大（おおき） （昭和38年12月19日生）	昭和62年４月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成６年11月　ゴールドマン・サックス・グループ，L.P.ゼネラルパートナー 平成11年４月　株式会社マネックス（旧マネックス証券株式会社）代表取締役 平成16年８月　マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）代表取締役社長 平成20年６月　株式会社東京証券取引所取締役 平成23年６月　TradeStation Group, Inc.取締役会長（現任） 平成25年６月　マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長（現任） 平成28年６月　MasterCard Incorporated取締役（現任） 平成28年８月　当社取締役（現任） 平成29年10月　マネックス証券株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職状況） マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長 マネックス証券株式会社代表取締役社長 TradeStation Group, Inc.取締役会長 MasterCard Incorporated社外取締役	―株

（注）１．松本大氏はマネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長を兼務しております。同社子会社であるマネックスベンチャーズ株式会社は当社株式を保有しておりますが、その持株比率は１％未満であり、これらの関係は、松本大氏の当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．稲垣裕介氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から取締役として、また、平成29年４月からは代表取締役として、当社グループの組織づくりを牽引し、事業の発展に尽力してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

３．梅田優祐氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から代表取締役として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

４．新野良介氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業間もない平成20年９月から平成29年10月まで代表取締役として、また、平成29年11月からは取締役として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

５．当社は松本大氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

６．松本大氏は、社外取締役候補者であります。

７．松本大氏を社外取締役候補者とした理由は、金融および会社経営に関する豊富な知識と経験を元に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社

の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。
８．松本大氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年７カ月であります。

第３号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の現在の取締役の報酬等の額は、平成27年３月30日開催の第８回定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、今後、国内外を問わずトップレベルの人材を確保し、経営体制の一層の強化を図る必要性等を考慮し、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額150百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額につきましては、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。

また、各取締役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものといたしたく存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木七丁目７番７号
TRI SEVEN ROPPONNGI　３階



大江戸線・日比谷線　「六本木駅」徒歩3分・地下道出入口1分
千代田線　「乃木坂駅」から徒歩4分

※会場には、駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。